

鳥取県公報

目次

- ◇ 條例 鳥取県税條例の一部改正
- 職員への給与に関する條例の一部改正
- 特別職の職員等の給与に関する條例
- 特別職の職員等の旅費等に関する條例の一部改正

條例

鳥取県税條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第五十五号

鳥取県税條例の一部を改正する條例

鳥取県税條例(昭和二十五年九月鳥取県條例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「入場税の特別徴收義務者又は申告納付すべき納税者並びに遊興飲食税の特別徴收義務者」を「入場税又は遊興飲食税の特別徴收義務者又は申告納付すべき納税者」に改める。

第二十三條に次の二項を加える。

6 法施行規則第一條の二に規定する施設の利用に対しては、前條の規定にかかわらず当該施設に係る利用物の数量等を標準とし、当該施設の経営者を利用者とみなして入場税を課する。

7 前項の経営者は、当該施設の経営を開始しようとする日前七日までに左に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。申告をした事項に変更を生じた場合においては、その変更した日から五日以内にその変更事項を届け出なければならない。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

一 経営者の住所及び氏名又は名称
 二 経営施設の所在地及び名称
 三 施設の種別及び利用物件の数量
 四 種別別の利用料金
 五 経営期間
 六 前各号に掲げるものの外知事において必要があると認める事項

第二十四條を次のように改める。

(入場税の税率)
 第二十四條 入場税の税率は、入場料金又は利用料金を課税標準とするものにあつては百分の五十とする。但し左の各号に掲げる者から料金を徴収する場合においては百分の二十とする。

一 第二種の場所へ入場する者
 二 もつぱら交響樂、器樂、声乐等の純音樂、純オペラ、純舞踊、雅樂、文樂、又は能樂を研究発表する会場に鑑賞のため入場する者
 三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定により助成の措置を講じられた無形文化財を

公開する会場に鑑賞のため入場する者
 四 運動競技(競馬、競輪その他射的な行爲を伴うものを含まない。)の観覧のため競技場へ入場する者
 五 学生又は生徒で法施行規則第一條の三に規定する運動競技の施設を利用する者

2 前條第六項の規定によつて課する入場税の税率は、左の表の上欄に掲げる施設につき、中欄に掲げる等級ごとに下欄に掲げる金額とする。

施設の種別	等級	税 率
まあじやん場	一級	千五百円
	二級	千三百円
たまつき場	一級	千五百円
	二級	千三百円
パチンコ場	一級	千五百円
	二級	千三百円

射的場

射的場	等級	射的台延長一尺につき月額	金額
風船ゲーム場	一級	一施設につき月額	九千円
	二級		七千円
	三級		五千円
	四級		三千円
ビンゴゲーム場	一級		八千円
	二級		六千円
	三級		四千円
	四級		二千円
場所に類する施設	一級		七千円
	二級		五千円
	三級		三千円
	四級		一千五百円
囲碁将棋会所	一級	一盤につき月額	五百円
	二級		四百円
	三級		三百円
	四級		二百円

3 前項の表の中欄に掲げる等級は当該施設の規模、当該施設の所在する土地の価格及び地域の人口密度等を基準として知事が定める。

第二十五條の次に次の一を加える。

(入場税の課税免除の条件違反の場合の課税)
 第二十五條の二 前條第一項第一号の規定によつて入場税の免除を受けた者が、法第七十八條に規定する入場税免除に関する条件に違反した場合においては、知事は当該主催者に対し、免除を受けた入場税相当額の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定により納付を命ずる場合には、別記様式第十三号の二による入場税相当額納付命令書によりその発付の日から十日以内において納期限を定めてこれを行う。

第二十六條中「第二十三條第二項本分」の下に「又は第六項」を加える。

第二十七條を次のように改める。

(入場税の特別徴収義務者)

第二十七條 入場税の特別徴収義務者は主催者等とする。

2 知事において必要があると認める場合においては前項に規定する者の外入場税の徴収に便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は当該場所又は施設における入場又は利用に対する入場税を徴収しなければならない。

第二十七條の次に次の一條を加える。

(入場料金又は利用料金等の表示義務)

第二十七條の二 入場税の特別徴収義務者は、その特別徴収すべき入場税に係る第一種若しくは第二種の場所又は第三種の施設のうち、公衆の見易い箇所にその特別徴収すべき入場税額及び入場料又は利用料の金額を表示しなければならない。

2 第二十五條第一項第一号の規定によつて入場税の免除を受けた者は、当該催しの行われる場所のうち公衆の見易い箇所にその徴収すべき入場料の金額及び当該入場税を免除せられたものである旨を表示しなければならない。

ならない。

第二十八條第一項中「入場券若しくは利用券を交付し、又は第三十六條の規定によつて領收証を」を「入場券又は利用券を」に改める。

第二十九條第一項但書を削り同條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて予納する入場税額は、交付した入場券用紙又は検印済入場券用紙から算定した入場税相当額の四割以上の額において知事が定める額とする。第三十二條中「同條第二項」の下に「及び第六項」を加え、「及び第三十六條に規定する場合」を削る。

第三十三條第二項中「の入場券又は利用券」を「に規定する用紙(以下本條中「用紙」という。)」に、「申請書」を「入場券(利用券)用紙交付申請書」に改め、同條に次の二項を加える。

3 知事は、前項の入場券(利用券)用紙交付申請書の提出があつた場合において交付の必要があると認めるときは用紙を交付する。この場合において知事は、左

の各号に掲げる場合を除き主催者等が当該用紙を交付する時までに納入しなければならない納入金の全額を納入していること及びその時まで使用していない用紙又は入場券若しくは利用券の数を確めた上でなければこれを交付しないものとする。

一 新たに特別徴収義務者となつた者が用紙の交付を申請する場合

二 天災、盗難、その他これらに類する事由により主催者等が用紙の交付を申請するときまでに、その納入すべき納入金を納入することが著しく困難と認められる場合

三 特別徴収義務者が用紙の交付を申請するときまでに納入すべき納入金について徴収猶予をうけ、猶予期間を満了していない場合又は当該納入金について滞納処分執行猶予若しくは執行停止を受けている場合

4 知事は第二十九條の規定によつて入場税を予納しなければならぬ主催者等に第一項に規定する用紙を交

付する場合においては、当該主催者等が予納金を納付するまで、当該用紙を交付しないものとする。

第三十四條の見出し中「又は利用券」を削り、同條第一項中「前売券によつて入場させ又は利用させる場合及び指定席券によつて入場させる場合その他特別の事情がある場合」を「指定席券のみによつて入場させる場合」に改め「又は利用券」を削る。

同條第三項中「入場券又は利用券」を「入場券」に、「当該入場券又は利用券」を「当該入場券用紙」に改める。

同條第四項中「又は利用者」「し、又は第三種の施設を利用」及び「又は利用券」を削る。

第三十五條及び第三十六條を次のように改める。
(入場券又は利用券用紙の返納)

第三十五條 主催者等は、入場券又は利用券用紙を使用することが必要でなくなつた場合においては、当該入場券又は利用券用紙を別記様式第二十一号による入場券(利用券)用紙返納書により知事に返さなければならない。

らない。
第三十六條 削除

第三十七條中「法第八十四條第三項」を「法第八十四條第五項」に改める。

第三十八條第一項第二号中「利用券若しくは領收証」を「又は利用券」に改め、「若しくは利用券」を削る。

同條第二項中「記載日の属する年の翌年から起算して」を「記載の最終日から」に改める。

第三十九條見出し及び第一項を次のように改める。

(入場料金等の表示義務及び入場券等の切取等の義務違反に関する罪)

第三十九條 左の各号の一に該当する者は一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七條の二の規定に違反して入場料金又は利用料金等の表示をしなかつた者

二 第三十四條第三項の規定に違反して入場券に検査済証印を受けないでこれを交付した者

三 第三十四條第四項の規定に違反して切り取るべき

入場券の一半を切り取らず、又は他の一半を入場者に返さなかつた者

四 前條の規定に違反して帳簿に記載すべき事項について記載をせず又は虚偽の記載をした者

第四十條中「納税者は、」の下に「第二十三條第二項本文の規定に該当する場合においては」を、「申告書をする」の下に「同條第六項の規定に該当する場合においては毎月五日までに前月一日から同月末日までの期間中における課税標準額及び税額について別記様式第二十五号の二による申告書をそれぞれ」を加える。

第四十二條中「納入書」の下に「又は納付書」を、「納入し」の下に「、又は納付し」を加える。

第四十四條に次の三項を加える。

2 前條の場所において飲食する場合において飲食物の全部又は一部がその飲食する者の持込に係るものであるときは、当該場所における当該飲食物につきその対価として通常支払うべき料金を同條の料金とみなしてこれに対し遊興飲食税を課する。

3 宿泊所、寮、クラブその他これらに類する場所において前條に規定する遊興又は飲食に類する遊興又は飲食する場合において、当該遊興又は飲食について料金の定めがないときは、その場所を同條の場所と、当該場所の経営者(管理者その他何らの名義をもつてするを問はず経営者とみなすべき者を含む。)を同條の行者者とみなして、これに対し遊興飲食税を課する。

4 前項の経営者は、当該場所の経営を開始しようとする日前七日までに左に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。申告した事項に変更を生じた場合においては、その変更した日から五日以内にその変更事項を届け出なければならない。

一 経営者の住所及び氏名又は名称

二 経営場所の種類、名称及び所在地

三 従業者の種類及び人員

四 経営場所の構造その他設備の概要

五 開始年月日

六 前各号に掲げるものの外知事において必要がある

と認める事項
第四十四條の二に次の一項を加える。

2 もつばらめん類、茶菓その他これに類するものを提供する場所又は大衆食堂のうち法施行規則第一條の四の條件をみたす場所における飲食で一人一回の料金が百円以下であり、且つ一品の価格が五十円以下のものに係るものに対しては、遊興飲食税を課さない。

第四十五條第二号中「百分の四十」を「百分の二十」に改め、同條第三号中「百分の二十」を「百分の十」に改める。

第四十六條に次の但書を加える。

但し、第四十四條第三項の規定によつて遊興飲食税を課する場合その他特別の必要があつて知事が指定する場合においては申告納付の方法による。

第四十七條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし第二項として次の一項を加える。

2 知事において必要があると認める場合においては、前項に規定する者の外遊興飲食税の徴収に便宜を有す

る者を特別徴収義務者に指定することができる。
第四十八條の次に次の一條を加える。

(遊興飲食税の申告納付)

第四十八條の二 第四十六條但書の規定によつて遊興飲食税を申告納付すべき納税者(以下本節中「納税者」という。)は、毎月十日までに前月一日から同月末日までの期間に係る課税標準額及び税額について別記様式第二十五号の二による申告書を知事に提出し、及びその申告した税金を納付書によつて納付しなければならない。但し知事において必要があると認める場合においては、別に課税標準額の算定期間及び納期を指定することができる。

第四十九條の次に次の一條を加える。

(法第百十四條の二第二項の場所の特別徴収義務者としての申告等)

第四十九條の二 法第百十四條の二第二項の場所の特別徴収義務者は、前條第一項の登録を申請する場合に、提供しようとする飲食物の品名、単価、見込数量及び

価格その他知事において必要があると認める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の申告があつたものについて当該場所が法第百十四條の二第二項の場所であると認めた場合においてはその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、当該場所が法第百十四條の二第二項の場所に該当しないこととなつた場合においては、その該当しないこととなつた日から十日以内このことを知事に申告しなければならない。

4 第二項の場合の特別徴収義務者は、当該場所における飲食に係るすべての提供品名についてそれぞれ一品の価格及び当該飲食に遊興飲食税額を当該場所のうち公衆の見易い箇所に表示しなければならない。

第五十二條第一項第三号を次のように改める。
三 遊興飲食又は宿泊の料金(税率の適用区分によつて区分した金額(法第百十四條の二の規定による非課税分を含む。))
同條第三項中「属する年の翌年から起算して」を「最

終日から」に改める。

第五十二條の次に次の一條を加える。

(遊興飲食税の納税者の帳簿記載及び保存の義務)

第五十二條の二 遊興飲食税の納税者は、帳簿を備え毎月左に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 遊興飲食の年月日
- 二 遊興飲食をした者の住所氏名又は数
- 三 遊興飲食に要した経費についてその種類別に税率に区分したがつて区分した金額及びその算定基礎
- 四 経営者の提供した飲食物の品名及び数量並びに当該飲食物の材料の買入価格、買入年月日、売渡人の住所及び氏名又は名称
- 五 前各号に掲げるものの外知事において必要があると認める事項

2 前項の帳簿は、その記載の最終日から五年保存しなければならない。

第五十三條の見出し及び第一項を次のように改める。
(法第百十四條の二第二項の場所の特別徴収義務者の表

示等の義務及び遊興飲食税に係る帳簿記載等の義務の違反に関する罪)

第五十三條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の徴役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十九條の二第三項又は第四項の規定に違反した者
 - 二 前二條の規定に違反して帳簿に記載すべき事項について記載をせず又は虚偽の記載をした者
- 第五十四條中「法第百二十四條第四項」を「法第百二十四條第五項」に改める。
第五十五條中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を、「納入書」の下に「又は納付書」を、「納入し」の下に「、又は納付し」を加える。
別記様式第十三号の次に次の様式を加える。

様式第十三号の二

入場税相当額納付命令書

住所氏名					
納付を命ずる入場税相当額					
催物の種類					
催物の開催期日及び場所					
算出の基礎	区分	一人当 入場料金	入場人員	入場料金	税相当額
	計				

昭和 年 月 日附で地方税法第七十八條の規定により入場税を免除したが調査の結果同條の條件に違反しているため同第七十八條の二及び県税條例第二十五條の二の規定により上記のとおり納付を命じますから別に發する納額告知書により 月 日までに納付して下さい。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

様式第十八号

別記様式第十八号、第十九号及び第二十一号を次のように改め、別記様式第二十二号を削る。

入場券(利用券)用紙交付申請書

昭和 年 月 日	特別徴収者	住所			
鳥取県知事 氏 名 殿	義務者	氏名又は 名称 印			
場所又は施設の名称及び所在地					
開催又は経営等の期日					
入場券(利用券) の種類	入場料金 (利用料金)	本 月 中	受 払	出	残 数
		前月より繰越	使用数	返納数	
		入			所要数
					摘要

様式第十九号

特別入場券発行承認申請書

昭和 年 月 日		鳥取県知事 氏 名 殿	
県税條例第三十四條の規定によつて当所において作成する入場券発行の承認方を申請します。		特別徴収義務者 氏名又は住所	
催物の種類	場所の名称及び所在地	県が作成するに用紙に上記の事由なきこと	
催物の開催年月日		番号	摘要
種類	入場料金	枚数	

様式第二十一号

入場券(利用券)用紙返納書

昭和 年 月 日		鳥取県知事 氏 名 殿	
場所又は施設の名称及び所在地		特別徴収義務者 住所	氏名又は印
開催又は経営等の期日		住所	
入場券(利用券)の種類	入場料金(利用料金)	受入数	使用数
		既返納数	返納数

様式第二十四号

税更正 加算金決定 通知書			
第 号	住所		
昭和 年度	氏 名		
月分			
区 分	課税標準額	税率及び計算法	税 額 等
更正(決定)額			
既申告(更生、決定)額			
増 減 額			
過少申告 加算金 不申告	決定(更正)額		
	既決定額		
	増 減 額		
重 加 算 金	決定(更正)額		
	既決定額		
	増 減 額		
上記のとおり更正(決定)したので県税条例第 条の規定によつて通知しますから昭和 年 月 日までに納入(納付)して下さい。 なお不足税額については昭和 年 月 日から納入(納付)の日までの期間に応じ、不足税額100円(100円未満切捨)につき1日4銭の割合で計算した延滞金を加算して徴収します。 昭和 年 月 日 鳥取県知事 氏 名 印			

別記様式第二十四号を次のように改める。

様式第二十三号の二

昭和 年 月分 入場税納付申告書			
昭和 年 月 日	納付月日	月 日	
	及び場所	金庫(局)	
	鳥取県知事 氏 名 殿	経営者	住所
		氏名又は 名称 印	
施設	種 類		
	名 称		
	所在地		
課税標準額	税 率	税 額	摘 要
計		(1)	
納期限後に申告	納 期 限	昭和 年 月 日	
納付する場合の	納期限の翌日から 納付の日までの日 数	(2)	
延滞金の計算	延 滞 金 額	(3) (1) × $\frac{4}{10,000}$ × (2) =	
申告納付額			
(1) + (3)			

別記様式第二十三号の次に次の様式を加える。

別記様式第二十五号及び第二十七号中「40/100」を「20/100」に、「20/100」を「10/100」に改め、別記様式第二十五号の次に次の様式を加える。

様式第二十五号の二

昭和 年 月 日 分遊興飲食税納付申告書				
昭和 年 月 日	納付月日及び場所	月 日 金庫(局)		
鳥取県知事 氏 名 殿	経 営 者	住 所		
		氏 名 又 は 印 氏 名 称		
経 営 場 所	種 類			
	名 称			
	所 在 地			
課税対象と なる遊興飲 食の経費	(何々)	円	円	
税額の算出	区 分	遊興飲食 人 員	課税標準額	税 額
	税率1割を適 用すべき飲食			
	税率2割を適 用すべき遊興飲食			
	計			(1)
納期限後に 申告納付す る場合の延 滞金の計算	納 期 限	昭和 年 月 日		
	納期限の翌日から納 付の日までの日数 ⁽²⁾			
延 滞 金 額 ⁽³⁾	$(1) \times \frac{4}{10,000} \times (2) =$			
申告納付額	(1) + (3)			

附 則

- この條例は、昭和二十八年一月一日から施行する。
- 昭和二十七年十二月三十一日以前の入場税及び遊興飲食税についてはなお、従前の例による。
- 昭和二十八年一月一日から同月十四日までの間において、現に第二十三條第六項の施設の経営者である者については同條第七項中「当該施設の経営を開始しようとする日前七日までに」と、第四十四條第三項の場所の経営者である者については同條第四項中「当該場所の経営を開始しようとする日前七日までに」と、法第百十四條の二第二項の場所の特別徴収義務者である者については、第四十九條の二第一項中「前條第一項の登録を申請する場合に」とあるのは、それぞれ「昭和二十八年一月十五日までに」と読み替えるものとする。

職員との給与に関する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県條例第五十六号 鳥取県知事 西 尾 愛 治

職員との給与に関する條例の一部を改正する條例(昭和二十六年二月鳥取県條例第三号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項及び第二條第一項中「扶養手当」を「給料の特別調整額、扶養手当」に「及び夜勤手当」を「夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第四條第三項中「四百円」を「六百円」に、「千円」を「千五百円」に改める。

第七條の次に次の一條を加える。

(給料の特別調整額)

第七條の二 人事委員会は、管理又は監督の地位にある職員のうち人事委員会規則で指定するものについて、その特殊性に基き、第三條に規定する給料表に掲げられている給料額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前條第二項の規定は、前項の規定による給料の特別調整額について準用する。
 第十六條の次に次の四條を加える。
 (宿日直手当)
 第十六條の二 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、三百六十円をこえない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。
 2 前項の勤務は、第十三條、第十四條第二項及び第十五條の勤務には含まれないものとする。
 (超過勤務手当等に関する規定の適用除外)
 第十六條の三 第十三條、第十四條第二項、第十五條及び前條第一項の規定は、第七條の二第一項に規定する職にある職員には適用しない。
 (期末手当)
 第十六條の四 期末手当は、六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日に当るときは、その前日)に、それぞれその日に在職する職員に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれその支給日現在において職員が受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の額の合計額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 一、在職期間が六月の場合 百分の五十
 二、在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
 三、在職期間が三月未満の場合 百分の十五
 (勤勉手当)
 第十六條の五 勤勉手当は、十二月十五日(この日が日曜日に当るときは、その前日)に在職する職員に、その日以前十二月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、その日に支給する。
 2 勤勉手当の額は、前項の職員がその支給日現在において受けるべき給料の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総

職務の級	号給										
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
一級	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円	四,七〇〇円	四,八〇〇円	四,九〇〇円	五,〇〇〇円	五,一〇〇円	五,二〇〇円	五,三〇〇円	五,四〇〇円
二級	四,三〇〇円	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円	四,七〇〇円	四,八〇〇円	四,九〇〇円	五,〇〇〇円	五,一〇〇円	五,二〇〇円	五,三〇〇円
三級	四,二〇〇円	四,三〇〇円	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円	四,七〇〇円	四,八〇〇円	四,九〇〇円	五,〇〇〇円	五,一〇〇円	五,二〇〇円
四級	四,一〇〇円	四,二〇〇円	四,三〇〇円	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円	四,七〇〇円	四,八〇〇円	四,九〇〇円	五,〇〇〇円	五,一〇〇円
五級	四,〇〇〇円	四,一〇〇円	四,二〇〇円	四,三〇〇円	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円	四,七〇〇円	四,八〇〇円	四,九〇〇円	五,〇〇〇円
六級	三,九〇〇円	四,〇〇〇円	四,一〇〇円	四,二〇〇円	四,三〇〇円	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円	四,七〇〇円	四,八〇〇円	四,九〇〇円
七級	三,八〇〇円	三,九〇〇円	四,〇〇〇円	四,一〇〇円	四,二〇〇円	四,三〇〇円	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円	四,七〇〇円	四,八〇〇円
八級	三,七〇〇円	三,八〇〇円	三,九〇〇円	四,〇〇〇円	四,一〇〇円	四,二〇〇円	四,三〇〇円	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円	四,七〇〇円
九級	三,六〇〇円	三,七〇〇円	三,八〇〇円	三,九〇〇円	四,〇〇〇円	四,一〇〇円	四,二〇〇円	四,三〇〇円	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円
十級	三,五〇〇円	三,六〇〇円	三,七〇〇円	三,八〇〇円	三,九〇〇円	四,〇〇〇円	四,一〇〇円	四,二〇〇円	四,三〇〇円	四,四〇〇円	四,五〇〇円
十一級	三,四〇〇円	三,五〇〇円	三,六〇〇円	三,七〇〇円	三,八〇〇円	三,九〇〇円	四,〇〇〇円	四,一〇〇円	四,二〇〇円	四,三〇〇円	四,四〇〇円
十二級	三,三〇〇円	三,四〇〇円	三,五〇〇円	三,六〇〇円	三,七〇〇円	三,八〇〇円	三,九〇〇円	四,〇〇〇円	四,一〇〇円	四,二〇〇円	四,三〇〇円
十三級	三,二〇〇円	三,三〇〇円	三,四〇〇円	三,五〇〇円	三,六〇〇円	三,七〇〇円	三,八〇〇円	三,九〇〇円	四,〇〇〇円	四,一〇〇円	四,二〇〇円
十四級	三,一〇〇円	三,二〇〇円	三,三〇〇円	三,四〇〇円	三,五〇〇円	三,六〇〇円	三,七〇〇円	三,八〇〇円	三,九〇〇円	四,〇〇〇円	四,一〇〇円
十五級	三,〇〇〇円	三,一〇〇円	三,二〇〇円	三,三〇〇円	三,四〇〇円	三,五〇〇円	三,六〇〇円	三,七〇〇円	三,八〇〇円	三,九〇〇円	四,〇〇〇円

別表第一 給料表

類は、その者に所属する前項の職員がその支給日現在において受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の別表第一及び別表第二を次のように改める。

月額の合計額に百分の五十を乗じて得た額の総額をこえてはならない。

別表第二

通し号給表

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
一	四,四〇〇	一三	五,七〇〇	二五	八,四〇〇	三七	一〇,九〇〇	四九	一六,八〇〇	六一	二〇,八〇〇	七三	二五,一〇〇
二	四,五〇〇	一四	五,八〇〇	二六	八,六〇〇	三八	一一,一〇〇	五〇	一七,一〇〇	六二	二一,一〇〇	七四	二五,九〇〇
三	四,六〇〇	一五	六,〇〇〇	二七	八,九〇〇	三九	一一,三〇〇	五二	一七,六〇〇	六四	二一,六〇〇	七六	二六,七〇〇
四	四,七〇〇	一六	六,二〇〇	二八	九,一〇〇	四〇	一一,五〇〇	五四	一八,一〇〇	六六	二二,一〇〇	七八	二七,三〇〇
五	四,八〇〇	一七	六,四〇〇	二九	九,三〇〇	四二	一一,七〇〇	五八	一八,六〇〇	六八	二二,六〇〇	八〇	二八,一〇〇
六	四,九〇〇	一八	六,六〇〇	三〇	九,五〇〇	四四	一二,一〇〇	六〇	一九,一〇〇	七〇	二三,一〇〇	八二	二八,九〇〇
七	五,〇〇〇	一九	六,九〇〇	三一	九,七〇〇	四六	一二,三〇〇	六二	一九,六〇〇	七二	二三,六〇〇	八四	二九,三〇〇
八	五,一〇〇	二〇	七,一〇〇	三二	一〇,〇〇〇	四八	一二,五〇〇	六四	二〇,一〇〇	七四	二四,一〇〇	八六	三十,一〇〇
九	五,二〇〇	二一	七,四〇〇	三三	一〇,二〇〇	五〇	一二,七〇〇	六六	二〇,六〇〇	七六	二四,六〇〇	八八	三十,九〇〇
一〇	五,三〇〇	二二	七,六〇〇	三四	一〇,四〇〇	五二	一三,一〇〇	六八	二一,一〇〇	七八	二五,一〇〇	九〇	三一,三〇〇
一一	五,四〇〇	二三	七,八〇〇	三五	一〇,六〇〇	五四	一三,三〇〇	七〇	二一,六〇〇	八〇	二五,六〇〇	九二	三二,一〇〇
一二	五,五〇〇	二四	八,一〇〇	三六	一〇,八〇〇	五六	一三,五〇〇	七二	二二,一〇〇	八四	二六,一〇〇	九四	三二,九〇〇

附則

- この條例は、公布の日から施行する。但し、第四條及び別表の改正規定並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。
- 改正後の職員との給与に関する條例(以下「改正後の條例」という。)(第七條の二、第十六條の二及び第十六條の三の規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。
- 職員の昭和二十七年十一月一日(以下「切替日」という。)(における職務の級は、改正前の職員の給与に関する條例(以下「改正前の條例」という。)(の適用により切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号給は、改正前の條例の適用により切替日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの條例の附則別表に掲げる新給料月額に対応する給料表に定める号給とする。
- 職員の昭和二十七年十一月二日以後この條例施行の際までの期間内の日における職務の級は、改正前の適

- 用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とし、その者の当該期間内の日における号給は、改正前の條例の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの條例の附則別表に掲げる新給料月額に対応する給料表に定める号給とする。
- 前二項の規定により求められた職員の新給料月額が、その者の属する職務の級における給料の幅の中にならざる場合は、その額をもつてその職員の給料月額とする。
- 切替日以後この條例施行の際までの期間内において改正前の條例の規定に基いてされた職員の給料に関する決定は、改正後の條例の相当規定に基いてされたものとみなす。
- この條例施行前改正前の條例の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以後この條例施行の際までの期間に係る給与は、改正後の條例の規定による給与の内払いとみなす。

附則別表 給料の新旧対照表

給号	改正前の適用の切替日以後の期間	改正前の適用の切替日以前	改正前の適用の切替日以後の期間	改正前の適用の切替日以前	改正前の適用の切替日以後の期間	改正前の適用の切替日以前	改正前の適用の切替日以後の期間	改正前の適用の切替日以前	改正前の適用の切替日以後の期間
一七	五,五〇〇	六,〇〇〇	九,六〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
一六	五,三〇〇	五,八〇〇	九,四〇〇	九,八〇〇	九,八〇〇	九,八〇〇	九,八〇〇	九,八〇〇	九,八〇〇
一五	五,一〇〇	五,六〇〇	九,二〇〇	九,六〇〇	九,六〇〇	九,六〇〇	九,六〇〇	九,六〇〇	九,六〇〇
一四	四,九〇〇	五,四〇〇	九,〇〇〇	九,四〇〇	九,四〇〇	九,四〇〇	九,四〇〇	九,四〇〇	九,四〇〇
一三	四,七〇〇	五,二〇〇	八,八〇〇	九,二〇〇	九,二〇〇	九,二〇〇	九,二〇〇	九,二〇〇	九,二〇〇
一二	四,五〇〇	五,〇〇〇	八,六〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇
一一	四,三〇〇	四,八〇〇	八,四〇〇	八,八〇〇	八,八〇〇	八,八〇〇	八,八〇〇	八,八〇〇	八,八〇〇
一〇	四,一〇〇	四,六〇〇	八,二〇〇	八,六〇〇	八,六〇〇	八,六〇〇	八,六〇〇	八,六〇〇	八,六〇〇
九	三,九〇〇	四,四〇〇	八,〇〇〇	八,四〇〇	八,四〇〇	八,四〇〇	八,四〇〇	八,四〇〇	八,四〇〇
八	三,七〇〇	四,二〇〇	七,八〇〇	八,二〇〇	八,二〇〇	八,二〇〇	八,二〇〇	八,二〇〇	八,二〇〇
七	三,五〇〇	四,〇〇〇	七,六〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇
六	三,三〇〇	三,八〇〇	七,四〇〇	七,八〇〇	七,八〇〇	七,八〇〇	七,八〇〇	七,八〇〇	七,八〇〇
五	三,一〇〇	三,六〇〇	七,二〇〇	七,六〇〇	七,六〇〇	七,六〇〇	七,六〇〇	七,六〇〇	七,六〇〇
四	二,九〇〇	三,四〇〇	七,〇〇〇	七,四〇〇	七,四〇〇	七,四〇〇	七,四〇〇	七,四〇〇	七,四〇〇
三	二,七〇〇	三,二〇〇	六,八〇〇	七,二〇〇	七,二〇〇	七,二〇〇	七,二〇〇	七,二〇〇	七,二〇〇
二	二,五〇〇	三,〇〇〇	六,六〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇
一	二,三〇〇	二,八〇〇	六,四〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇

8 附則第三項及び第四項の規定の適用については、改正前の條例の適用により職員が属し又は受けていた職務の級、号給及び給料月額額は、改正前の條例及びこれに基く規程に従つて定められたものでなければならぬ。

9 昭和二十七年における改正後の條例第十六條の四の適用については、同條中「十二月十五日」とあるは「この條例施行の日から二十日以内」と「その日に在職する職員」とあるのは「十二月十五日日に在職する職員」と「その支給日」又は「支給日」とあるのは「十二月十五日」と読み替えるものとする。

10 昭和二十七年における改正後の條例第十六條の五の適用については、同條中「その日に支給する。」とあるのは「この條例施行の日から二十日以内に支給する。」と読み替えるものとする。

11 次に掲げる條例は、廃止する。
昭和二十六年における年末手当の支給に関する條例
(昭和二十六年十二月鳥取県條例第六十二号)

昭和二十七年における臨時手当の支給に関する條例
(昭和二十七年七月鳥取県條例第三十号)

特別職の職員等の給与に関する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五十七号

特別職の職員等の給与に関する条例

(この条例の目的及び適用範囲)

第一條 この条例は、別表に掲げる者及びその他の特別職の職員(以下「特別職の職員等」という。)の受ける給与について定めることを目的とする。

(給与及びその額)

第二條 議会の議員の受ける給与は、報酬及び期末手当とする。

2 議会の議員の受ける報酬の額は、別表に掲げるところによる。

3 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬の月額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第三條 知事、副知事、出納長、常勤の監査委員、常勤

の人事委員会の委員及び教育長(以下「知事等」という。)の受ける給与は、給料、勤務地手当及び期末手当とする。

2 知事等の受ける給料の額は、別表に掲げるところによる。

3 知事等の受ける勤務地手当の額は、給料の月額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

4 知事等の受ける期末手当の額は、給料及び勤務地手当の月額合計額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第四條 前二條及び第二項に掲げる者以外の者の受ける給与及びその額は、別表に掲げるところによる。

2 その他の特別職の職員(以下「特別職の職員等」という。)の受ける給与は、報酬(その他の名称で、これに類する給与を含む。)とし、その額は、前項の者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。

第五條 副出納長の受ける給与は、一般職の職員の例に

よる。

(給与の支給)

第六條 議会の議員の給与は、任期の開始した月又は議長及び副議長に選任された月から任期満了、辞職、失職、除名又は死亡の月まで支給する。但し、議会の議員は、いかなる場合でも議長、副議長及び議員としての給与を重複して受けることはできない。

2 収用委員会の委員、附属機関の委員その他これに類する構成員、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人、選挙立会人及びその他の特別職の職員の給与の支給に関しては、知事が別に定める。

(実施規定)

第八條 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十

一月一日から適用する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

果会議員等給与条例(昭和二十二年六月鳥取県条例第十八号)

2 知事、副知事等給与条例(昭和二十二年六月鳥取県条例第十九号)

3 公安委員給与条例(昭和二十三年二月鳥取県条例第六号)

4 教育長給与条例(昭和二十三年十一月鳥取県条例第七十二号)

5 教育委員給与条例(昭和二十三年十一月鳥取県条例第七十六号)

6 鳥取県建設業審議会委員等の給与条例(昭和二十四年十月鳥取県条例第六十七号)

7 鳥取県建築士審議会委員並びに鳥取県建築士選考委員会委員等給与条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十六号)

8 鳥取県地方労務委員会の委員の手当に関する条例(昭

和二十六年三月鳥取県条例第二十一号)
 精神衛生鑑定医の報酬及び旅費等に関する條例(昭和二十六年三月鳥取県条例第二十二号)
 鳥取県收用委員会の委員等の手当及び旅費に関する條例(昭和二十六年十二月鳥取県条例第六十八号)
 鳥取県建築基準條例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。
 第九條乃至第十一條を次のように改める。
 第九條乃至第十一條削除
 4 鳥取県結核検査協議会條例(昭和二十六年九月鳥取県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。
 第八條及び第九條を次のように改める。
 第八條及び第九條削除

職名	給与の額	議会の議員		知事	副知事	出納長	教育長	教育委員会の委員	選挙管理委員会の委員	監査委員	人事委員会の委員	農業委員会の委員	地方労務委員会の委員		
		議長	副議長										公益委員	会長	
議長	報酬	月額二三、〇〇〇円	一八、五〇〇円	八二、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	報酬	四、〇〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	報酬	二、〇〇〇円	八、〇〇〇円
副議長	報酬	月額一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	給料	三四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	給料	二、〇〇〇円	六、〇〇〇円
議員	報酬	月額一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	給料	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	給料	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円

職名	給与の額	收用委員会の委員		専門委員	選挙長	投票管理	開票管理	投票立会人	選挙立会人
		議長	副議長						
議長	報酬	月額一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、三〇〇円以内	五五〇円	四〇〇円	四〇〇円	一五〇円	二五〇円
副議長	報酬	月額一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、三〇〇円以内	五五〇円	四〇〇円	四〇〇円	一五〇円	二五〇円
議員	報酬	月額一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、三〇〇円以内	五五〇円	四〇〇円	四〇〇円	一五〇円	二五〇円

特別職の職員等の旅費等に関する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十六日

鳥取県知事 西尾 愛治

鳥取県条例第五十八号

特別職の職員等の旅費等に関する條例の一部を改正する條例

特別職の職員等の旅費等に関する條例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び滞在費」を「通信費及び滞在費」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 議会の議員及び教育委員会の委員が調査研究のため県内を旅行するときは、その日数に應じ一日につき、議会の議員には千五百円、教育委員会の委員には五百円の日額旅費を支給する。但し、特別の事情がある場合を除く外、当月の旅日数が十日をこえるとき

は、そのこえる日数に対しては、これを支給しない。
2 前項の特別の事情の認定は、議会の議員については議長、教育委員会の委員については委員長が行う。
第五條の次に次の一條を加える。

(通信費)

第五條の二 議会の議員が、公の書類を送送し及び公の性質を有する通信をするため、月額三千円の通信費を支給する。

第六條中「千円」を「千五百円」に、「七百円」を「千円」に改める。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
刷 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
印 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
刷 鳥 取 縣
所 鳥 取 縣